

職員の処分について

令和 6 年（2024 年） 1 2 月 2 7 日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

- 選挙管理委員会事務局 事務局長（事務職員・男性・58 歳）

減給 10 分の 1 1 か月

- 選挙管理委員会事務局 主査（事務職員・男性・42 歳）

戒告

2 処分事由等

令和 6 年 10 月 27 日執行の第 50 回衆議院議員総選挙において、不在者投票の全ての投票用紙を指定投票区の投票箱に投函すべきところ、比例代表選挙に係る不在者投票 1,378 票のうち 525 票について投函することを漏らしたことにより、525 票が無効票となったことについて、下記に該当するため。

- ・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

第 1 号「この法律…に違反した場合」

第 2 号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

3 違反法令

- ・地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

- ・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」